



# 子ども医療費完全無償化

市では、子ども医療費助成事業として、市内に住所がある子どもが医療機関を受診した際の医療費の一部負担金(保険適用分)を助成しています。

1月診療分から所得制限を撤廃、10月診療分から高校生等の助成区分を拡大したこと、保護者の所得に関係なく0歳～18歳になった年の年度末まで助成を受けられます。

## ●9月診療分まで

対象児童	対象区分
0歳～中学生	通院・入院
高校生等	入院のみ

## ●10月診療分から

対象児童	対象区分
0歳～中学生	通院・入院
高校生等	通院・入院

## 助成を受けるためには？

申請が必要です。要件に該当していても、申請をしなければ助成を受けることができません。

### 1 申請書類の記入

対象と思われる世帯には、6月中旬から順次申請書類を送付していますので、内容を確認し申請してください。書類が届いていない人も対象になる可能性がありますので、お問い合わせください。  
申請書類は市ホームページでダウンロードも可能です。



### 2 申請手続き

次の書類をそろえて、申請してください。※郵送による手続きも可能です。

- 八戸市子ども医療費受給資格認定申請書(兼同意書)
- 印鑑(スタンプ印不可)
- 子どもの健康保険証
- 保護者名義の金融機関普通預金口座が確認できるもの
- 保護者の本人確認書類
- 保護者の個人番号がわかるもの
- ※市外に住民登録がある保護者のみ



### 3 認定・交付

認定となった人に、「八戸市子ども医療費受給資格証」を交付します。



# を実現しました

岡子育て支援課 ☎43-9428

## 助成方法

### ● 現物給付(県内医療機関のみ)

会計時、医療機関の窓口に「保険証」と「八戸市子ども医療費受給資格証」と一緒に提示するだけで、医療費のうち一部負担金(保険適用分)が助成され、窓口での支払いがなくなります。ただし、入院時の自費分(保険適用外分)は助成対象外のため、窓口での自己負担が発生します。



### ● 償還払い(県外医療機関、県内接骨院など)

県外の医療機関や接骨院などを受診した場合は、一部窓口での自己負担が発生します。後日、医療機関の領収書を添えて、子育て支援課で償還払いの手続きをすることで、申請日の翌月末に保護者名義の口座に振り込みします。

※郵送による手続きも可能です。



## 受給資格証の有効期限、更新について

受給資格証の有効期限は、子どもの誕生日月の末日です。

ただし、1日生まれの人は前月の末日、18歳の人は18歳到達以降最初の3月31日です。

現在資格証をお持ちの人は自動更新となり、有効期間最終月の25日前後に新しい受給資格証をお送りします。

※受給資格証の内容が変更になった場合は届出が必要です。

## 安心して子育てができる市を目指して

子ども医療費助成事業は、まちの魅力創生ネットワーク会議<sup>(※)</sup>からの提言やさまざまな声を受けて事業化し、0歳から高校生等世代までの医療費無償化を実現しました。子育て世帯と未来をひらく子どもたちへの支援を拡大することで、安心して子育てができる市を目指します。

ご不明な点がございましたら、市ホームページをご覧いただくか、子育て支援課までご相談ください。

(※)若者や女性にとって魅力あるまちの実現に向け、調査や議論を行い、市長に対して政策提言をするもの。



子ども医療費助成  
についてこちら



まちの魅力創生ネットワーク  
会議についてこちら

